

喀痰吸引等研修学則 (抜粋)

法人名	株式会社 ウィルオブ・ワーク		事業所名称	WILLOF ケアアカデミー
所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿三丁目1番24号 京王新宿三丁目ビル3階			
連絡先・相談窓口	ライフケア事業部 営業推進部 キャリアソリューショングループ			
	電話番号	03-6850-8504	FAX番号	03-6865-6110
	E-mail	willcare@willof.co.jp		

1 研修の内容

①開講の目的	平成23年の社会福祉士及び介護福祉士法一部改正により、該当する研修を受講済の介護職員が、一定の条件下での医療行為が可能になったことにより、研修機関として喀痰吸引等の適切な実施が可能な介護職員を養成することを目的とする。				
②研修の名称	WILLOF ケアアカデミー 喀痰吸引等研修				
③研修の課程 ※実施予定の課程に○を記入すること。	○	第1号研修（喀痰吸引及び経管栄養のすべて）			
	○	第2号研修（喀痰吸引等行為のうち1行為以上4行為以下）			
④実施の期間	研修実施期間：6か月（1コース期間） 〈基本研修〉3か月 〈実地研修〉原則基本研修終了後、3か月以内に修了すること。 延長については2か月を限度として認める。 ※ただし、やむを得ない事由の場合にはこの限りではない。				
⑤定員	10名/回 ※1回の研修における予定最大人数				
⑥受講料	金額	第1号研修	220,000円(税込)		
		第2号研修	110,000円+22,000円/項目(税込)		
	支払方法	銀行振込及び弊社窓口でのお支払い			
	解約条件・返金の有無	研修実施前日迄のキャンセルは全額返金 *研修実施後のキャンセルに関しては返金不可			

2 受講資格・受講の手続き

① 受講資格	無 *これから介護職に就業希望者、喀痰吸引等の行為の実施が必要な者、及びスキルアップとして医療行為の実施を希望するものが対象	
② 申込方法	弊社 WEB サイト、申込書類又はお電話でのお申込み	
③ 申込先	WILLOF ケアアカデミー事務局	
④ 受講決定	受講日 1 日目の前日 22 時までに受講料金の支払が確認できた際に受講決定	
⑤科目免除	免除の有無	(有) • 無
	免除科目	基本研修の講義及び演習
	対象者	<p>喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴、その他受講者の有する知識及び経験を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものとして取り扱うこととする。対象者及び該当研修の基準は以下に定める。</p> <p>ア 法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者 (履修免除の範囲) 基本研修</p> <p>イ 法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者 (履修免除の範囲) 基本研修及び実地研修</p> <p>ウ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者 (履修免除の範囲) 基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」</p> <p>エ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者 (履修免除の範囲) 基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）</p> <p>オ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者 (履修免除の範囲) 基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）</p> <p>カ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則（以下「規則」という。）第 4 条に定める第 2 号研修の各課程を修了した者 (履修免除の範囲) 基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）</p>
	申込方法	お申込み時に基本研修に相当する講座の修了書を提示

3 受講上の注意事項

①遅刻・早退・欠席の取扱い	遅刻	10分以上の遅刻は、その講習・演習への参加を認めない
	早退	早退した講習・演習に関しては修了とは認めず、再度早退した科目を受けなおさなければならない。
	欠席	修了評価に関わるため原則欠席は認めていないが、急遽日程の変更が必要な場合は下記補講費用を支払い、欠席した科目を振替というかたちで受講して頂く。
②補講の実施	実施の有無	(有)・無
	可能な科目	基本研修（講義及び演習）
	補講の上限	2回まで
	補講の方法	弊社窓口もしくは運営事務局へお申込みいただき、各演習会場にて実施
	補講の費用	3,850円/時間（税込） ※早退の場合も1日分と換算し、上記の料金を頂きます
	注意事項	原則として補講は認めていませんが、やむを得ない事情がある際は、参加予定の研修の前日までに運営事務局にご連絡下さい。尚、再受講頂く日程は、別日程の当研修に参加して頂きますので、修了までの期間が延長致します。ご了承下さい。日程を振り返ることを1回と計算し3回目からは補講を認めず、修了は不可とします。
③修了の取扱い	修了評価の方法	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法の定めに基づき実施する。 基本研修（講義）：総正答率9割以上 基本研修（演習）：研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認める 実地研修：該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、以下の2点を満たしていること。 (a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。 (b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。
	修了認定の方法	基本研修（講義・演習）、実地研修の評価表を基に、修了の認定を行う。
	修了証明書の発行	修了認定で問題なく認定された受講者に修了証明書を発行する。
④受講の取消し	次に該当するものは、受講を取り消すことがあるものとする。 (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者 (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者	

4 安全管理・秘密保持

①安全管理のための体制	当研修は医療行為の習得を目的とした研修であるため、委員会の構成員、実地研修委託先事業所と連携を取りながら、安全管理に最善を尽くし、万が一の場合に備え、損害賠償保険にも加入しておく。万が一、当該研修受講者が事故を引き起こした場合や、研修中に事故に巻き込まれた場合、事故の原因究明に努め、加入している損害賠償保険に基づき、今後対処すべき事項を委員会から助言をする。尚、事故記録やヒヤリハットを蓄積し、事故の再発防止にも努める。
②業務に関して知り得た秘密の保持	業務上知り得た機密情報については、業務の範囲外ならびに時間外における一切の使用もしくは外部に漏らすことは致しません。また受講者に関しても、基本研修、実地研修中に知り得た情報を外部に漏えいすることは一切禁止する。
③帳簿及び書類の保存	機密情報及び機密情報が記録された関連書類及び記録媒体を弊社の業務を遂行する目的以外のために使用しません。また許可なく複製及び破棄致しません。尚、破棄する際はシュレッダー、もしくは判別不可能な情報に致します。尚、機密情報及び機密情報が記録された関連書類及び記録媒体の保存期間は2年とする。
④損害賠償保険の加入	当研修機関、実地研修委託先事業所、並びに研修受講者すべてを保険適用範囲内に含む保険に、受講者の予約があった段階で加入する。